

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法		法令の番号	昭和43年法律第97号			
不利益処分の種類	特定粉じん発生施設に係る改善命令・使用一時停止命令		根拠条項	第18条の11			
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合                  特定粉じんの工場・事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が、敷地境界基準に適合しないと認めるときに処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度                  期限を定めて特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずる。</p>						
	対応区分	1 弁明の機会の付与*	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO

\*一時停止命令のみ